

介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算【見える化要件】について

株式会社ステップワン介護サービス

2024年6月の介護報酬改定において、今までの処遇改善加算の制度（処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算）が一本化され『介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算』が創設されました。

当該加算を取得するためには、以下の要件を満たしている必要があります。

【受給要件】

1. キャリアパス要件

賃金体系・昇給の仕組みの周知、研修の実施、資格取得支援、経験・技能のある介護（福祉・介護）職員のうち1人以上は改善後の賃金総額が440万円以上になること、一定の割合以上の介護福祉士等を配置していること。

2. 月額賃金改善要件

新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を月額賃金の改善に充てること。

3. 職場環境等要件

- ①入職促進に向けた取組
- ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ③両立支援・多様な働き方の推進
- ④腰痛を含む心身の健康管理
- ⑤生産性向上のための業務改善の取組
- ⑥やりがい・働きがいの醸成

以上の6区分について、算定区分別に定められた数の取組みを行うこと。実施した取組みの内容については情報公表システム等で具体的に公表すること。（見える化要件）

上記算定要件のひとつ【見える化要件】に基づき、介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算の取得状況、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を、下記に公表します。

【介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算 取得状況】

サービス種別	算定区分
介護保険	新加算Ⅰ
障害福祉	新加算Ⅰ

【職場環境等要件】

区分	取組み内容
入職促進に向けた取組	○法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援として取得費用の貸与やシフトの調整。 ○専門性の高い資格（喀痰吸引等）を取得するための受講支援。 ○職員の適正・能力に応じた外部研修の受講。
両立支援・多様な働き方の推進	○職員の事情等の状況に応じた短時間正職員制度の導入。 ○職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度。
腰痛を含む心身の健康管理	○短時間労働者への健康診断受診支援。 ○従業員のための休憩室の設置。 ○職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援。
生産性向上のための業務改善の取組	○タブレット端末等のＩＣＴ機器活用や見守り機器・センサー導入による業務量削減の取組。
やりがい・働きがいの醸成	○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。 ○法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。